

# 千葉市農業集落排水処理施設使用料減免事務取扱要綱

令和2年4月

千葉市建設局

## 千葉県農業集落排水処理施設使用料減免事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県農業集落排水処理施設条例（平成4年千葉県条例第27号。以下「条例」という。）第17条の規定による農業集落排水処理施設使用料の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象及び額)

第2条 使用料を減免することができる場合は次の各号に掲げる場合とし、その減免額は当該各号に掲げる額とする。

ただし、平山農業集落排水処理施設に係る減免額の算定は、千葉県下水道条例第21条の規定による。

(1) 自治会で管理する集会所等の施設で、その使用目的が自治集会、青少年の育成等地域の活動に資する施設の場合、処理対象人員に係る使用料の全額

(2) 世帯の全員（同居を含む。）について市県民税（減免を申請した日の属する年の前年の所得に係る市県民税をいう。ただし、当該市県民税が確定していないときは、前々年の所得に係る市県民税をいう。）が非課税であり、かつ、次のア、イ、ウ又はエに該当する者が当該世帯に属している場合、基本使用料の半額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表1級又は2級に該当する者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害等級1級に該当する者

ウ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定す

る知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において、その障害の程度が千葉市療育手帳制度実施要綱（平成4年4月1日施行）第5条別表に規定する最重度又は重度に該当すると判定された者

エ 65歳以上の者のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護認定を受けた者で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第4号に規定する要介護4又は同項5号に規定する要介護5に該当する者

(3) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第3項による給付金を受給している場合、使用料の全額

(4) 生活保護法第55条の4（生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）により保護を必要としなくなったと認めたものに対して支給される就労自立給付金を受給している場合、使用料の全額

(5) 住民基本台帳に世帯人員として記録されているが、入院・施設入所等により農業集落排水処理施設を使用していない場合、該当する世帯人員に係る使用料の全額

(6) その他市長が特に減免する必要があると認める場合、市長が定める額

（減免申請）

第3条 千葉市農業集落排水処理施設条例施行規則（平成4年千葉市規則第107号。以下「規則」という。）第8条の規定により減免を申請しようとする者は、規則に定める農業集落排水処理施設使用料減免申請書（様式第7号）（以下「使用料減免申請書」という。）に世帯構成届出書兼課税調査同意書（様式第1号）及び別表に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第2条第2号の規定に該当することにより引き続き減免を受けようとする者は、毎年市長が指定する日までに、前年の収入に係る市県民税課税証明書を市長に提出しなければならない。

3 第1項及び第2項における前年の収入に係る市県民税課税証明書につ

いては、千葉市における市県民税の課税状況を市長が調査することについて同意した者は、提出することを要しない。

(決定通知)

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、内容を審査の上、減免の可否を決定し、その結果を速やかに農業集落排水処理施設使用料減免決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(開始時期)

第5条 減免は、前条の規定により減免を決定した日の翌日以後に調定する使用料から適用し、減免事由の消滅を確認できた日の属する調定をもって終了する。

2 第2条第4号の規定による減免は、前項の規定により減免を決定した日の翌日以後に調定する使用料から適用し、6か月の適用をもって終了する。

(届出義務)

第6条 減免を受けている者は、次の各号に該当することとなったときは、ただちにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第1号においては、その事実が市長により確認できた場合は、この限りでない。

(1) 減免の事由が消滅したとき。

(2) 使用場所を変更したとき。

(3) 使用者名義を変更する必要があるとき。

(4) 世帯構成に変更が生じたとき(第2条第2号、第3号及び第4号の規定により減免を受けている場合に限る。)

2 市長は、前項の届出義務を怠った者に対しては、減免を取り消すことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年1月17日から施行する。

- 2 審査基準（平成4年12月7日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に使用料の減免を受けている者は、この要綱の相当規定により減免を受けている者とみなす。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第3号及び第4号の規定は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前（平成29年1月17日施行）の千葉県農業集落排水処理施設使用料減免事務取扱要綱第2条第1号の規定により使用料を減免することができる場合に該当するとして使用料の減免の決定を受けている者（取り消された者を除く。次項において同じ。）に係る使用料であって、この要綱の施行の日から令和2年9月30日までの間に使用料の額が確定するものは、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例により使用料の減免の決定を受けている者に係る使用料であって、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間に使用料の額が確定するものに係る減免額は、基本使用料の半額とする。
- 4 この要綱による施行前の様式による用紙は、この要綱の施行後も、なお、当分の間使用することができる。

別 表

減免事由	提出書類
第2条第1号に該当する場合 (自治会)	1 使用料減免申請書(様式第7号)(規則)
第2条第2号アに該当する場合 (身体障害1又は2級)	1 使用料減免申請書(様式第7号)(規則) 2 世帯構成届出書兼課税調査同意書(様式第1号) 3 世帯全員(同居を含む。)の市県民税非課税証明書※ (16歳未満の者及び調査同意者は除く。) 4 身体障害者手帳の写し
第2条第2号イに該当する場合 (精神障害1級)	1 使用料減免申請書(様式第7号)(規則) 2 世帯構成届出書兼課税調査同意書(様式第1号) 3 世帯全員(同居を含む。)の市県民税非課税証明書※ (16歳未満の者及び調査同意者は除く。) 4 精神障害者保健福祉手帳の写し
第2条第2号ウに該当する場合 (知的障害重度又は最重度)	1 使用料減免申請書(様式第7号)(規則) 2 世帯構成届出書兼課税調査同意書(様式第1号) 3 世帯全員(同居を含む。)の市県民税非課税証明書※ (16歳未満の者及び調査同意者は除く。) 4 療育手帳の写し
第2条第2号エに該当する場合 (要介護4又は5)	1 使用料減免申請書(様式第7号)(規則) 2 世帯構成届出書兼課税調査同意書(様式第1号) 3 世帯全員(同居を含む。)の市県民税非課税証明書※ (16歳未満の者及び調査同意者は除く。) 4 介護保険被保険者証の写し
第2条第3号に該当する場合 (住居確保給付金)	1 使用料減免申請書(様式第7号)(規則) 2 世帯構成届出書兼課税調査同意書(様式第1号) 3 住居確保給付金支給決定通知書(当初の支給決定に限り、支給期間の延長等の決定は含まない。)の写し
第2条第4号に該当する場合 (就労自立給付金)	1 使用料減免申請書(様式第7号)(規則) 2 世帯構成届出書兼課税調査同意書(様式第1号) 3 就労自立給付金決定調書の写し
第2条第5号に該当する場合 (入院や施設の入所等)	1 使用料減免申請書(様式第7号)(規則) 2 世帯構成届出書兼課税調査同意書(様式第1号) 3 その他市長が定める書類
第2条第6号に該当する場合 (その他)	1 使用料減免申請書(様式第7号)(規則) 2 その他市長が定める書類

※減免を申請した日の属する年の1月1日時点において生活保護法の規定に基づく生活扶助を受けている場合は、市県民税非課税証明書の代わりに、生活扶助の受給を証明する書類を提出することができる。ただし、第2条第2号に規定する当該市県民税が確定していないときは、減免を申請した日の属する前年の1月1日時点における生活保護法の規定に基づく生活扶助を受けている場合とする。(16歳未満の者は除く。)